



市政 Q&A

市政に対するご質問などを郵便、FAX、E-mailで受け付けています。また、市内各公民館などに「提言箱」を設置していますので、そちらもご利用ください。なお、直接回答が必要な場合は、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。

■申込先 〒756-8601 山陽小野田市役所 広報広聴課
FAX : 83-9336 E-mail : mail@city.sanyo-onoda.lg.jp

質問 「社会保険料控除について」

国民健康保険料や国民年金保険料を払うと税金が安くなると聞きました。詳しく教えてください。
(70歳 男性)

お答えします 担当課 健康増進課 (☎82-1177)

国民健康保険料や国民年金保険料は、年末調整や確定申告の際の社会保険料控除の対象となり、1年間の納付額を申告することにより所得税や市県民税の控除が受けられます。その結果、税金の額が安くなり、戻ってくる場合があります。ただし、支払った額を証明する控除証明書や領収書の添付が必要です。また、国民健康保険料、国民年金保険料ともに家族に代わって納付した場合は、納付した人が納付額を控除の対象とすることができます。

【国民健康保険料の場合】

確定申告用の国民健康保険料納付済額通知書は市役所健康増進課から確定申告に間に合うように来年1月中旬以降発送予定です。年末調整で必要な人は、健康増進課国保賦課収納係(82-1177)にご相談ください。

【国民年金保険料の場合】

毎年11月上旬になるとその年の1月1日から10月1日までに国民年金保険料を納付した人に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(以下「控除証明書」)が社会保険庁から送付されます。(10月2日から12月31日までの間に初めて保険料を納付した人は翌年2月上旬の送付となります。)年末調整や確定申告の際には送付された「控除証明書」を使用してください。「控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までに納付した場合は、今年分として「控除証明書」の額と合算できます。申告には「控除証明書」と「控除証明書」に記載されている月分以外の保険料の「領収書」を添付してください。なお、過去の未納保険料や猶予中の保険料の納付をしたい場合は宇部社会保険事務所にご相談ください。

ご相談は下記問い合わせ先まで

- 【「国民健康保険料」納付済額通知書について】
市役所健康増進課国保賦課収納係 (82-1177)
- 【「国民年金保険料」控除証明書について】
控除証明書専用ダイヤル (0570-00-9911)
- 【「国民年金保険料」の納付について】
宇部社会保険事務所 (0836-33-7115)



えがおがいちばん!!



あみ
中野 亜美ちゃん(4歳)
こはる
心晴ちゃん(1歳)

「仲よし姉妹!! やさしい女の子になってね。」(野田)

お子さんの写真募集中!!
詳しくは広報広聴課まで (☎82-1133)



編集室のひとりごと

編集室員にとって辞書は手放せない必需品です。とは言っても最近ではもっぱら電子辞書のお世話になっているので便利な時代になりました…辞書といえば来年改訂される新広辞苑に約1万項目が追加されるとのこと…昔は「いけ面」今は「自己中」の夫に妻が「逆切れ」などなど、書き言葉の許容範囲が広がるとは、まさに「サプライズ」…違和感をもつかどうかは一人ひとりの感性によるところなので、あえてコメントは差し控えてさせていただきます…もっとも例にあるような不穏な言葉は広報紙には「らしくない」ものなので、頭を悩ますことはないでしょうが、ただ「うざい」だけはできるなら再考してもらえたらという「たれば」の話はすでに手遅れのように…小学生から女子高生まで心の機微を表現する術を放棄しているかのごとく連発する「うざい」は、対象を全否定するには便利な?言葉としてすっかり浸透しているようなので仕方がないのでしょうか…「うざい」という言葉が家で飛び交う度に「そんな言葉は日本語にはない!!」と言い続けてきた親としての面目もまさに丸つぶれ…そういえば「メタボリック症候群」も追加されたようだ…(くる)